

美濃市訓令甲第26号

美濃市電子入札運用基準要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 紙入札承諾の基準（第2条 第5条）
- 第3章 案件登録（第6条・第7条）
- 第4章 仕様書等資料及び工事費内訳書（第8条 第14条）
- 第5章 開札（第15条 第23条）
- 第6章 公開検証機能における公開基準（第24条）
- 第7章 入札参加者のICカードの取扱い（代表者の権限の委任等）
（第25条 第27条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 美濃市電子入札基準は、美濃市（以下「発注者」という。）と入札参加者がコンピュータ及びネットワーク（インターネットをいう。）を利用したシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う入札手続き（以下「電子入札」という。）について、円滑かつ適切に運用できるようにその取扱いを定めるものとする。

第2章 紙入札承諾の基準

（当初から紙入札での参加を認める基準）

第2条 発注者は、電子入札の導入に伴い、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）での参加申し出があった次の各号に定める場合には、紙入札を承諾するものとする。

（1） 電子認証局が発行した電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中の場合

（2） 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

（3） その他、市長がやむを得ない事由があると認めた場合

（電子入札から紙入札への変更を認める基準）

第3条 電子入札による手続きの開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められた場合、入札締切通知書発行までの間で、次の各号に該当する場合に限り、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。ただし、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限る。

- (1) 電子入札システムの障害により締切りに間に合わない場合
- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなった場合
- (3) その他、市長がやむを得ない事由があると認めた場合
(紙入札に移行する場合の取扱い)

第4条 前項の規定により、紙入札業者への変更を認めた場合は、速やかに当該入札参加者より紙入札方式参加承諾願(別記様式第1号)を提出させるものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして扱う。

2 電子入札システムによる指名通知書を既に発行済みの場合は、紙入札での参加についての情報のみ公開し、電子入札での参加についての情報は非公開として取扱うものとする。

(紙入札による入札書の提出)

第5条 紙入札により入札する場合は、市が指定した日時までに美濃市総務部総務課まで提出しなければならないものとする。

第3章 案件登録

(受付期間の設定)

第6条 電子入札における入札書の受付締切予定日時は、開札予定日時の前日の午後4時を標準とするものとする。

2 その他の期間等期日の設定にあたっては、各入札方式とも従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(紙入札への切替時の処理)

第7条 特段の事情により発注者が当該案件を電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と追記し、以降当該案件に係る電子入札システム処理を行わないものとする。

第4章 仕様書等資料及び工事費内訳書

(仕様書等資料の配布)

第8条 発注者は、仕様書等資料については、従来の紙入札における運用に準じて、発注者が指定する日時及び場所で貸与するものとし、開札時間までに、発注者に返納するものとする。

(入札書及び工事費内訳書の提出並びに工事費内訳書のチェック)

第9条 工事費内訳書のチェックは、次のとおり行うものとする。

(1) 工事費内訳書の提出期限は、電子入札システムの入札書の受付締切予定日時と同一とする。紙入札の場合における「入札書及び工事費内訳書」の提出日時については、電子入札システムの開札日時と同一とする。

(2) 工事費内訳書は、内容が外部に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(3) 工事費内訳書は、開札時間後にチェックすることができるものとする。

(使用アプリケーション及びバージョンの指定)

第10条 電子入札システムに登録する仕様書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Microsoft Word	Word2000形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2000形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat6以下で作成のもの) 画像ファイル(JPEG及びGIF形式) 上記のほか特別に認めたファイル形式

(圧縮方式の指定)

第11条 発注者は、仕様書等のファイルを圧縮する場合には、LZH形式又はZIP形式で圧縮して登録するものとする。ただし、自己解凍方式は、指定しないものとする。

(仕様書等の閲覧)

第12条 発注者は、仕様書等の電子化が困難な場合は、従来の紙入札

における運用に準じて閲覧又は貸与に供するものとする。また、入札参加者は、電子入札システムによる仕様書等のダウンロードが困難な場合は、発注者が指定する日時及び場所で閲覧することができるものとする。

(入札書への工事費内訳書の添付)

第13条 工事費内訳書は、入札書の送信時に、1MBに収めるように作成したうえで、添付して提出させるものとする。ただし、発注者が指示した場合は、指示した方法により、定められた期限までに提出させるものとする。

2 第5条による紙入札で入札書を提出する場合は、入札書と内訳書は別の封筒により提出するものとする。

(コンピュータウイルス感染ファイルの取扱い)

第14条 入札者から提出された工事費内訳書へのコンピュータウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等を中止し、コンピュータウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、原則として持参により改めて提出するように指示するものとする。

第5章 開札

(再入札受付期間の設定基準)

第15条 再入札書又は見積書の受付時間は、当分の間開札日の翌日(翌日が休日の場合は、その翌日)の午前12時までを標準として設定するものとする。

(開札が長引いた場合の入札参加者への連絡)

第16条 開札予定時間から落札決定通知書、再入札通知書等の発行まで、著しく遅延する場合には、必要に応じて入札参加者に電子入札システムにより状況の情報提供を行うものとする。

(入札書提出後の辞退)

第17条 電子入札システムによる入札提出後、その開札までの間(紙入札者がいる場合には、入札執行者の開札宣言までの間)に入札参加者が入札の辞退を申し入れしてきた場合には、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを認めるものとする。

(1) 入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定で

あった技術者を配置できなくなった場合

(2) その他、市長がやむを得ない事由があると認める場合

(入札書提出後の辞退を認めた場合の取扱い)

第 1 8 条 前項の規定により入札書提出後に入札の辞退を認めた場合は、次に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 入札書提出後に入札の辞退をしようとする入札参加者には、電話及び電送(押印済の辞退届を送信することをいう。)による入札の辞退の申し出をさせるとともに、速やかに書面にて入札辞退届(別記様式第 2 号) を提出するよう求めるものとする。

(2) 入札書提出後の辞退を認めた場合は、入札状況登録において、辞退した入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は、開札しないものとする。

(3) 前条第 1 号に該当する場合は、他の案件を落札したと認められる書類を提出するよう求めるものとする。

(くじになった場合の取扱い)

第 1 9 条 落札となるべき同価格の入札をした者(以下「くじ対象者」という。)が 2 人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額並びにくじの実施日を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後落札決定通知書を発行するものとする。

2 くじ対象者全てが紙入札で参加している場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い)

第 2 0 条 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行い、次のとおり取扱うものとする。

(1) 直ちに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合は、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更(延長)

を行うことができる。ただし、ＩＣカードの紛失・破損・端末の不具合等入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、第３条参照。）

天災

広域・地域的な停電

プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

その他、市長が時間延長が妥当であると認めた場合

- (2) 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合は、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時の正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信するものとする。ただし、この場合において、日時変更通知書及び再度変更通知書を送信できない場合は、電話等で対応するものとする。

(発注者側（電子入札システムを管理委託している業者を含む。）の障害により入札書受付締切期間又は開札時間を延長する場合の取扱い)

第 2 1 条 発注者側の障害が発生した場合は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 障害復旧の見込みがある場合は、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- (2) 障害復旧の見込みがない場合は、紙入札に変更するものとする。
- (3) 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合は、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時の正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信するものとする。ただし、この場合において、日時変更通知書及び再度変更通知書を送信できない場合は、電話等で対応するものとする。

(入札書未通信で、かつ連絡のない入札参加者の取扱い)

第22条 入札締切予定時間になっても入札書が電子入札サーバーに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。

(落札者がいない場合の随意契約についての意思確認連絡方法及び取扱い)

第23条 落札者がいない場合の随意契約(以下「不落随契」という。)へ移行時に電子入札システムにより送信するメールは、次の内容を記載するものとする。

(1) 見積書提出の意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

(2) 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなすこと。

2 不落随契に伴う見積依頼通知書は、入札辞退者を除き、全ての入札参加者に対して送信するものとする。

第6章 公開検証機能における公開基準

(公開検証機能における公開基準)

第24条 公開検証機能については、全ての業者の公開を原則とし、入札の結果登録完了後、直ちに公開対象企業登録を行うものとする。ただし、指名取り消しとなった入札参加者の情報については、非公開とする。

2 入札手続の途中で紙入札に切り替えた者の電子入札で入力されていた情報は、非公開とする。

第7章 入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任等)

(電子入札を利用することができるICカードの基準)

第25条 電子入札を利用することができるICカードは、代表者(美濃市競争入札参加資格者名簿に登録されている者)のICカードに限る。

2 ICカードの利用者は、電子入札システムへの利用者登録を行わなければならない。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

第26条 入札可能なICカードは、特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の代表会社の代表者のICカードとする。

2 特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札・見積に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。

(ICカードの不正使用等の取扱い)

第27条 入札参加者がICカードを不正に使用した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

2 契約締結後に不正使用等が判明した場合には、工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

紙入札方式参加承諾願

- 1 発注件名
- 2 電子入札システムでの参加ができない理由

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は、当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾願います。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

（あて先）

発注者

美濃市長 様

上記について承諾します。

年 月 日

様

発注者

美 濃 市 長

別記様式第2号(第18条関係)

年 月 日

美濃市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入 札 辞 退 届

下記の事業について指名通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

記

入(開)札日	年 月 日
工事番号	
工事名	
工事場所	美濃市 地内

注: この届出の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。